

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【公表番号】特表2014-532643(P2014-532643A)

【公表日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-067

【出願番号】特願2014-538819(P2014-538819)

【国際特許分類】

C 07 D 473/06	(2006.01)
A 61 K 31/522	(2006.01)
A 61 P 9/00	(2006.01)
A 61 P 9/10	(2006.01)
A 61 P 25/28	(2006.01)
A 61 P 25/16	(2006.01)
A 61 P 25/00	(2006.01)
A 61 P 3/10	(2006.01)

【F I】

C 07 D 473/06
A 61 K 31/522
A 61 P 9/00
A 61 P 9/10
A 61 P 25/28
A 61 P 25/16
A 61 P 25/00
A 61 P 3/10

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月9日(2015.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

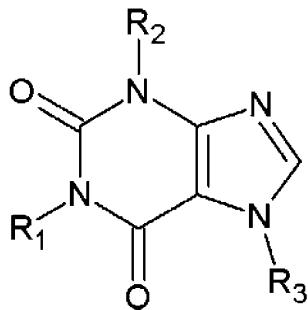
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式

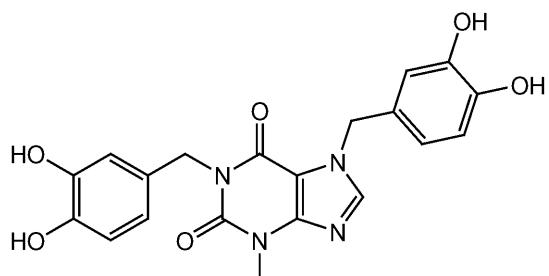
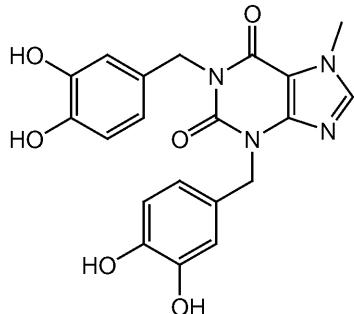


式中、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> は独立して、水素、メチル、およびベンジル基で置換されており、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> の少なくとも2つは、常に置換されたベンジルであり、かつ前記ベンジル基は2つの水酸基で置換されている化合物からなる群から選択されることを特徴とする化合物ならびに

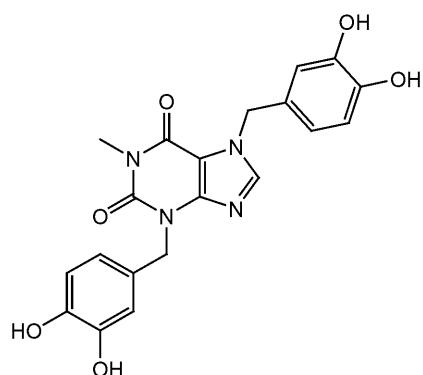
その薬学的に許容される塩。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載の化合物において、



, および



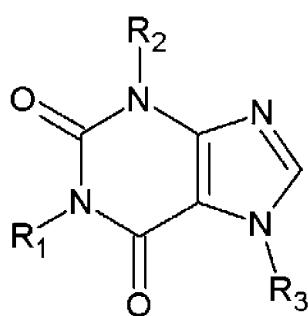
からなる群から選択されることを特徴とする化合物。

**【請求項 3】**

請求項 1 に記載の化合物および薬学的に許容される賦形剤を含むことを特徴とする医薬組成物。

**【請求項 4】**

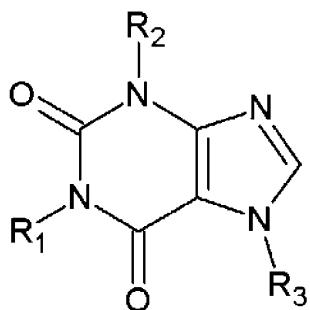
式



式中、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> は独立して、水素、メチル、およびベンジル基で置換されており、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> の少なくとも 2 つは、常に置換されたベンジルであり、かつ前記ベンジル基は 2 つの水酸基で置換されており、アミロイド又は - シヌクレイン原纖維の形成、堆積、蓄積、あるいは持続性の処理に用いられる、化合物からなる群から選択されることを特徴とする化合物ならびにその薬学的に許容される塩。

**【請求項 5】**

式



式中、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> は独立して、水素、メチル、およびベンジル基で置換されており、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> の少なくとも 2 つは、常に置換されたベンジルであり、かつ前記ベンジル基は 2 つの水酸基で置換されており、アミロイド病、又はシヌクレインパチーを患っている哺乳類のこれらの疾病的治療に用いられる、化合物からなる群から選択されることを特徴とする化合物ならびにその薬学的に許容される塩。

**【請求項 6】**

請求項 5 に記載の化合物の使用において、前記アミロイド病が、アルツハイマー病、I 型糖尿病、全身性 AA アミロイドーシス、ダウン症候群、オランダ型アミロイドーシスを伴う遺伝性脳出血、および大脳 - アミロイド血管障害からなる疾患の群から選択されることを特徴とする使用。

**【請求項 7】**

請求項 5 に記載の化合物の使用において、前記アミロイド病がアルツハイマー病であることを特徴とする使用。

**【請求項 8】**

請求項 5 に記載の化合物の使用において、前記シヌクレインパチーが、パーキンソン病、家族性パーキンソン病、レビー小体病、レビー小体変異型のアルツハイマー病、レビー小体型認知症、多系統萎縮症、およびグアムのパーキンソン認知症症候群からなる群から選択されることを特徴とする使用。

**【請求項 9】**

請求項 5 に記載の化合物の使用において、前記シヌクレインパチーがパーキンソン病であることを特徴とする使用。

**【請求項 10】**

請求項 5 に記載の使用において、投与される前記化合物が、0.1 mg / kg / 日 ~ 1000 mg / kg / 日の量であることを特徴とする使用。

**【請求項 11】**

請求項 5 に記載の使用において、前記化合物が、1 mg / kg / 日 ~ 100 mg / kg / 日の量で投与されることを特徴とする使用。

**【請求項 12】**

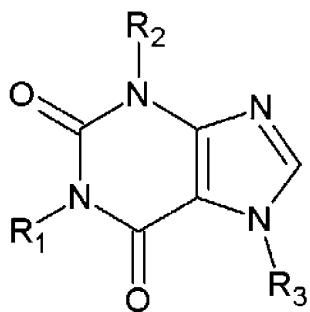
請求項 5 に記載の使用において、投与される化合物の量が、10 mg / kg / 日 ~ 100 mg / kg / 日の量であることを特徴とする使用。

**【請求項 13】**

包装材料、包装材料内に含有され、- アミロイド又は - シヌクレインの原纖維および / 又は凝集物の形成、堆積、蓄積、あるいは持続性の処理のために使用される、請求項 1 に記載の化合物又はその薬学的に許容される塩、ならびに化合物又はその薬学的に許容される塩が - アミロイド又は - シヌクレインの原纖維および / 又は凝集物の形成、堆積、蓄積、あるいは持続性の処理のために使用されることを表示するラベルを含むことを特徴とする製品。

**【請求項 14】**

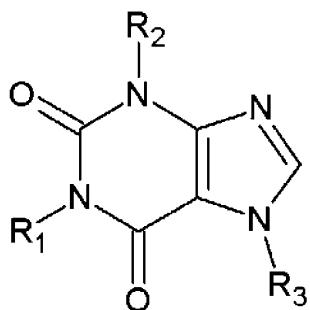
式



式中、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> は独立して、水素、メチル、およびベンジル基で置換されており、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> の少なくとも 2 つは、常に置換されたベンジルであり、かつ前記ベンジル基は 2 つの水酸基で置換されている化合物からなる群から選択されることを特徴とする化合物ならびにその薬学的に許容される塩の、アミロイド又は - シヌクレイン原纖維の形成、堆積、蓄積、あるいは持続性の処理用薬剤の製造における使用。

**【請求項 15】**

式



式中、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> は独立して、水素、メチル、およびベンジル基で置換されており、R<sub>1</sub> - R<sub>3</sub> の少なくとも 2 つは、常に置換されたベンジルであり、かつ前記ベンジル基は 2 つの水酸基で置換されている化合物からなる群から選択されることを特徴とする化合物ならびにその薬学的に許容される塩の、アミロイド病又はシヌクレインノパチーを患っている哺乳類におけるこれらの疾病的治療用薬剤の製造における使用。

**【請求項 16】**

請求項 15 に記載の化合物の使用において、前記アミロイド病が、アルツハイマー病、I 型糖尿病、全身性 AA アミロイドーシス、ダウン症候群、オランダ型アミロイドーシスを伴う遺伝性脳出血、および大脳 - アミロイド血管障害からなる疾患の群から選択されることを特徴とする使用。

**【請求項 17】**

請求項 15 に記載の化合物の使用において、前記アミロイド病がアルツハイマー病であることを特徴とする使用。

**【請求項 18】**

請求項 15 に記載の化合物の使用において、前記シヌクレインノパチーが、パーキンソン病、家族性パーキンソン病、レビー小体病、レビー小体変異型のアルツハイマー病、レビー小体型認知症、多系統萎縮症、およびグアムのパーキンソン認知症症候群からなる群から選択されることを特徴とする使用。

**【請求項 19】**

請求項 15 に記載の化合物の使用において、前記シヌクレインノパチーがパーキンソン病であることを特徴とする使用。

**【請求項 20】**

請求項 15 に記載の使用において、投与される前記化合物が、0.1 mg / kg / 日 ~

1 0 0 0 m g / k g / 日の量であることを特徴とする使用。

**【請求項 21】**

請求項 15 に記載の使用において、前記化合物が、1 m g / k g / 日 ~ 1 0 0 m g / k g / 日の量で投与されることを特徴とする使用。

**【請求項 22】**

請求項 15 に記載の使用において、投与される化合物の量が、1 0 m g / k g / 日 ~ 1 0 0 m g / k g / 日の量であることを特徴とする使用。